

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	松戸市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/mynumber/index.htm

執行機関名 松戸市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	松戸市遺児手当支給条例(昭和47年松戸市条例第19号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第一第4の項 松戸市遺児手当支給条例(昭和47年松戸市条例第19号)による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	松戸市遺児手当支給条例(昭和47年松戸市条例第19号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、遺児を扶養している者(以下「扶養者」という。)に遺児手当(以下「手当」という。)を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松戸市遺児手当支給条例(昭和47年松戸市条例第19号) 松戸市遺児手当支給条例施行規則(昭和47年松戸市規則第5号)